

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年9月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が改修工事に係る（〇〇）工事の成果書全部のうち自然及び環境に関する調査書類（地質・水質含む）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月28日、実施機関は、本件請求に対して、文書が不存在であるとして公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年10月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成31年4月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「あるべき書類を出せ」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類「工事等の申請から完了まで」の成果書に含む書類と特定している。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、県が保有する〇〇工事の成果書のうち自然及び環境に関する調査（地質）の書類と推察される。

この〇〇工事は、水田の区画整理を行う、ほ場整備を実施するものであり、工事施工に必要な設計図面の作成時には、ボーリング調査等の地質調査は要しないため、自然及び環境に関する調査（地質）は成果として存在しない。

以上により、本件請求に係る公文書は保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
平成31年4月4日	諮問
令和6年9月24日 第1部会（第15回）	審議
同年 10月29日 第1部会（第16回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、県が保有する〇〇工事の成果書のうち自然及び環境に関する調査（地質）の書類と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、本件請求に係る公文書を工事等の申請から完了までの成果書である旨主張している。

しかし、本件請求に対しては、本件処分とは別の処分（平成30年9月28日付け〇〇第25391号）において、〇〇工事について、環境調査業務の請負者から県に提出された「H23〇〇 経営体 〇〇 環境調査業務 成果報告書」及び「H24〇〇 経営体 〇〇 環境調査業務 成果報告書」（以下これらを総称して「成果報告書」という。）を部分公開している。

本件処分において実施機関は、本件請求に係る公文書を、成果報告書のうち地質を調査した書類と特定している。当審査会において成果報告書を確認したところ、〇〇工事に当たり事業計画区域の環境を詳細に調査していることが認められ、事業計画区域の環境について、成果書に係る調査に加えて、さらに調査を行う必要性は認められないことから、実施機関が行った公文書の特定は妥当なものである。

2 公文書の存在について

実施機関は文書が不存在であるとして本件処分を行っているが、審査請求人は本件

請求に係る公文書があるべき旨を主張している。

平成13年の土地改良法（昭和24年法律第195号）改正において、土地改良事業実施の原則として、環境との調和への配慮が追加された。この環境配慮の取組を具体的に進めるため、農林水産省から「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」（以下「技術指針」という。）が示されており、事業の実施に当たっては、水田や用排水路等に生息する魚類など農村地域の生物を保全するための、環境との調和に配慮した調査、計画、設計、施工等を進めることとされている。

本件の環境調査業務は、土地改良事業の実施に当たり、環境との調和に配慮するため、魚介類、植物の生息・生育環境基盤や生息状況の調査を行ったものである。当審査会において成果報告書を確認したところ、本件環境調査業務においては、植物調査と魚介類調査は行われていたが、地質調査は行われていなかった。また、技術指針で求められていない地質調査を特に実施すべき理由も認められない。

したがって、自然及び環境に関する調査（地質）は成果として存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	